

令和 3 年第 3 回定例会

大野誠一郎による質疑応答全文（2021 年 9 月 8 日）

【注意事項】

ここに記載した龍ヶ崎市議会定例会における答弁内容は当ホームページ掲載に向けて一部体裁等を調整しておりますが、答弁内容については公式に発表された議事録と照合した上で、忠実に再現しております。

大野誠一郎

通告に従いまして、一般質問を行います。

二つございます。一つは、官製談合事件の検証と真相解明について、二つ、空き家対策等に係る相続財産管理人制度についての適用についてでございます。

一つ目の官製談合事件の検証と真相解明について質問をいたします。

行政監察監が決まるまでの経緯については、前日、前々日の 8 人の皆さん方の質問により、それなりに詳しく分かったつもりではおりますけれども、視点を変えて、あるいは、その答弁についての疑義に関する質問をしたいと思って考えております。

まず、行政監察監の必要性。中山市長は、市政の混乱を一日でも早く終止をし、事件の解明を踏まえた再発防止策を講じることで、市民の信頼回復を図る、こういった内容で行政監察監の必要性を述べているわけでございます。そしてまた採用したわけでございます。

市長が考えている市政の混乱、これはどういった内容のものでしょうか。確かに 3 月 3 日、家宅搜索をされたときには、大変パニック状態にはなったわけでございますけれども、行政監察監の採用に当たり、全協でも、また議会でも、何度となく市政の混乱、そして市民の信頼回復、こういったことを何度も重ねておりますので、市長が思う市政の混乱をお尋ねしたいと思います。

中山一生市長

非常に何というんでしょうか、つかみどころのない質問で、どのように答えていいのかがちょっと悩むところでもございますけれども、やはりこの事件がまずは 3 月 3 日の捜査によって始まり、そしてその捜査が徹底される中で、その報道が市民の皆さんに伝わり、そして議員の皆様にも大変ご迷惑をかけ、心配をいただき、市民の皆さんも同様であったと思います。何よりも市の職員に大きな動揺を与えてしまったということは、大変それが大きな混乱にもつながっていったものだと思います。そういうことで、本当にこの動揺を与えることが、市政に大きな影響を及ぼしたということが、この市政の混乱ということに当たるんじゃないかなと思っております。

大野誠一郎

つかみどころがなく、そして、結論的には市政に大きな影響を残したというような内容でございますが、やはり市長、そういったことが分からなくて何度も言い続ける、そしてまた行政監察監を起用することによって、それが一日でも早く終止をしたいということであるならば、市政の混乱の中身を明確にしておかなければ

ば、私はならないんじゃないかと思って考えております。

なお、行政監察監の起用をもって、さらに議会の混乱、あるいは職員の皆さんの混乱、そういったものが増幅しているんじゃないかと私は考えております。そういった意味で、最初の質問としてお尋ねしたわけでございます。

行政監察監の起用に関しまして、前日、後藤敦志議員が読み上げたものでございますけれども、令和3年6月24日12時40分頃、藤島氏を特定任期付職員として採用したいとの指示があったと、菊地総務部長に指示をしたと、そして同日、松尾市長公室長に藤島氏を任期付職員として採用したいとの説明があったと。

市長にお尋ねいたします。この6月24日に指示をした、説明をしたということは、藤島氏ということで決めたというふうに思っておりますでしょうか。

中山一生市長

今ご質問の点については、藤島氏についてということでございます。

大野誠一郎

独断で決めたということによろしいんですね。といいますのは、先ほど山村議員の人事につきまして、そしてまた6月の議会の私の質問に対して、慎重に慎重を重ねて協議していますと、いわゆる人事については、副市長の件もそうですよね。いわゆる川村副市長の件についてもお尋ねしたわけなんです、外部からの圧力は一切ないし、内部の中で慎重に慎重を重ねた結果、協議を重ねた結果、決めて、私が決断したんですと。そういった作業というのはなかったんですか。

中山一生市長

この採用につきましてでございますけれども、先ほど質問もあった時点では、この採用についてどのような形でできるのか、選考をしていただくについてもどのような形にするのかなどということが、その前段としてのお話でございました。ということで、先日、後藤敦志議員にもお答え、答弁の中でも申し上げたとおりでございますけれども、そのプロセスの一段階であったというふうにご認識をいただければと思います。

藤島行政監察監については、何度も申し上げましているように、一日も早く龍ヶ崎市の力になっていただきたいという思いでございました。その気持ちはその当時も変わっておりませんでしたので、その中で藤島行政監察監をどのような形で採用できるかということで、そのプロセスを踏んでいた時期の話であるというふうにご認識しております。

大野誠一郎

後藤議員も指摘したように、6月24日に指示をし、そして6月25日にはそれこそプロセスに進んで、市長公室長、総務部長で任用についての時期、任用手続、任用条件等を協議、初めて協議をしたわけですよね、それに合うように。合うようにというのは、要は早く採用したいわけなんだけれども、そういった任期についての時期とか任用手続、あるいは任用条件等を踏まなければまさかできないと、そういうことだろうと思います。

ですから、こういった起案書の中では、茨城県のA氏に市長が市の現状を説明して、A氏が県職員、

そしてまた O B を含んでの推薦の依頼をした結果、藤島氏を推薦してきたものであるというのが、6 月 24 日なんですよ。ですから、協議はないですよ。確かに一人で決めたということが間違いではございませんが、先ほどの山村議員の人事の件、そして私が 6 月議会で答弁の内容との慎重に慎重を重ねた結果の決断であるということとはなかったわけです。だから、先ほど質問したのが、どうして違ったんですかということ聞いたわけです。その答弁はいただいております。答弁をお願いいたします。

中山一生市長

質問の内容は、一人で決めたことについてということでございますでしょうか。

（「違う、今まで答弁した内容と今回したものが違いますから、その答弁をお願いしたいと」呼ぶ者あり）
分かりました。

先ほど来、山村議員にもお答えしてきたところですが、市の人事については、400 人を超える市の職員の人事を行っていくわけでございますので、まずは担当課による素案が基になるわけでもございます。その中で様々な協議、調整が何度も行われないと、その人数からしても決められないという意味でありますし、それぞれ 400 人が、四百数十人がそれぞれ、一人ひとりが積み上げてきたキャリアや成果を持っているわけでもございますので、これはやはりしっかりと、最終案を決めるまでには積み重ねた協議がなければならないという意味で申し上げたところでもございます。

この特定任期付職員については、藤島氏は公務員としての豊富な実績もありますし、同規模の自治体での経験もございます。この龍ヶ崎市役所を冷静に客観視できる人材ということで、一日も早く龍ヶ崎市の力になっていただきたいということで、その選考にかけたところでもございますので、それがこの二つの違いであるというふうに認識していただければと思います。

大野誠一郎

ちょっと理解できません。

なぜかといいますと、人事の介入があったんじゃないかということでもって、私や山村議員にはそれなりの答弁をしております。しかしながら、今回のなされたやはり協議も全然ないと、そういうことに関して全然答弁が違うんじゃないかと。つまり、体裁のよい答弁で我々は答弁されて、実際やっていることが全然違うんじゃないかと、そのことをおっしゃったわけです。400 人の人たちの職員がどうのこうのということではないです。副市長の人事とか、いろんな形の人事をそのように慎重に慎重を重ねた結果、決裁をしているというような内容でしたから。

続いて、令和 3 年 6 月 25 日には、つまり議会最終日、そのときには、予算措置も必要でありますということを公室長、あるいは総務部長、言うなればプロセスを協議している中で予算措置も必要であることを市長に説明。専決処分は人事権があるからって、ただ人を指名すればいいわけじゃない、お金も必要なんですよ、予算も必要なんですよということの説明を公室長、あるいは部長、どちらか説明したわけです。そのときに、市長から専決処分に対応するようにそういう指示があったと、これが重大な問題だと思えます。それは事実でありますか。市長、そういう指示をしたんですか。

中山一生市長

この人件費についてでございますけれども、人件費をどのようにするかということで、その際に協議をした記

憶がございます。その中で、専決処分で予算を確保するべきであるというような協議の中での話もありましたので、それであれば専決処分も必要であろうというような話をしたというのは、後藤敦志議員のご質問にも答弁をした内容と同じでございます。

大野誠一郎

市長、後藤議員に答弁したのは、協議しましたと、昨日私はそのように聞こえました。市長から専決処分に対応するように指示と、そのように対応しなさいということを確認したかったんです。それはそれで間違いないですか。

中山一生市長

その経緯については、先ほど申し上げましたけれども、この採用するに当たってのプロセスを一段階ずつ踏んでいた時期のお話かと思います。そんな中で予算措置についても、その人件費の確保についても、その段階では、どのような形でいくかを決定している段階で私はなかったと思います。その後、順次採用の方式などを固めていく中で、どのようにしていくかは固まっていたものと思いますので、指示を出していたとしても、その時点ではまだ私は決定をしていた段階ではなかったと認識しております。この点については、後藤敦志議員の質問に答えたとおりでございます。

大野誠一郎

決定はしていなかったと。つまり、後藤議員に答えたように、協議をしたというのは、起案書を書いた人が市長から専決処分に対応するように指示と書きますか。指示というのは、ある意味市長から、上のほうから有無を言わずこうしなさいと。そういう上と下の関係でもないんですが、上司と部下に関しましては、先ほどの藤島氏を採用したいというその6月24日にしろ、菊地総務部長が特定任期付職員として採用したいとの指示があった、それから公室長に採用したいとの説明があったということは、指示されたり説明をされたわけだから、決まっているんですよ。

そしてまた市長から専決処分に対応するように指示ということに書いてありますから、わざわざ括弧付きで書いてあるんですよ。ということであるならば、とにかく専決処分に対応しなさいと、そういう指示をしたというふうに思うのは、私一人じゃありません。それが正しいだろうと。ましてや起案する人がそういうことを間違えたらとんでもないことですから。

それで、市長、専決処分、それについての要件というものはご存じだと思うんですが、一応念のために専決処分、179条の1についての要件を答弁していただきたいと思います。

大貫勝彦総務部長

ご質問の今般の専決処分につきましては、地方自治法第179条のうち、普通公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときを適用して専決処分を行いました。

大野誠一郎

この件については、急遽聞かれても大変だろうと思ひまして、条文をお渡ししておきました。

市長、言うなれば緊急で、緊急というのがあるんです。特に、緊急に議会を招集する暇がないことが明らか、そういうときに専決処分ができるわけなんです。後藤議員も何回か補正予算の専決処分について、専決処分の要件が満たされていないから反対をしますと。私も反対をしたことが過去にあります。

市長、緊急で議会を招集する暇がないことが明らかな、そういった形で判断をしたんですか、お尋ねいたします。

中山一生市長

一日も早くということで、そのような判断をしたところでございます。

大野誠一郎

行政監察監にお尋ねしたいと思います。

特定任期付職員に拝命されて、いわゆる行政監察監に拝命されてから今日までというか、議会前までも結構ですけども、どういうお仕事をなされてきたんですか。

藤島忠夫行政監察監

私も石嶋議員の最初の質問の中で、私が今回龍ヶ崎市に参りまして、市長のほうからの指示事項ということで、今回の事件を踏まえて一日も早くその対応策を構築することと、第三者委員会で審議され、その提言が出されたときには、速やかに市役所内で実行できる体制づくりをということでの指示を受けていまして、その作業に努めているというのが基本的な仕事の内容でございます。

大野誠一郎

今のお話ですと、第三者委員会の提言がされてから実行できる、そういった体制をつくるのが大事だということでもって活動をなされていると。第三者委員会については、早くても12月、そしてまた藤島監察監が今回の答弁で答えたように、12月に提言がなされるから、実質的なコンプライアンスの推進の実行については新年度、新しい新年度になってから、そして監察監は来年の令和4年3月31日までの任期ですから、あとはちょっと分かりませんよと、次年度以降は、そういう話だったと私は思います。

それが、市長の言う一日も早いうちに採用したい、つまり専決処分で。緊急で議会の招集の暇がないから、そういったことが明らかなときに専決処分をするというのに該当するのでしょうか。私は、これまでの監察監の動きを見て、いろいろな皆さんからのご意見というか、加藤議員に関しては精力的にやっていると、それから場合によっては全然変わらないよというご意見、むしろ先ほどお話ししたような本当の市政の混乱を増幅させているような形だろうと私は思います。

今の答弁、いわゆる監察監の答弁として、市長もやはり緊急かつ招集の暇がない、そしてそれが明らかであるように判断しているんですか。

藤島忠夫行政監察監

今の前段のご質問等々について、私から答弁すべき内容ということでの挙手をさせていただきました。

まず第1点としては、私が行っている、また今現在、コンプライアンス推進委員会で行っている中身は、第三者委員会からの提言を受けたものをどのような対応をするかという組織づくりと、その前に、これまでも

何人かの議員の方からいただいた質問のように、市役所自らがまず行うべきところを行うということで、そのことをやっているということで二つということをまず一つ答弁させていただきました。

あと、私自身のことで、4月以降は任期の外なので分からないというふうなご発言に私は理解しました。私は、石嶋議員の質問の中で、3月までが任期でございますので、その中で精いっぱいこのコンプライアンス推進委員会で、メンバーの方とともに職員が一丸となって再発防止策を構築し、4月以降は実行主体と私はなれないということを申し上げただけで、分からないということは私は答弁はしておりませんでしたので、時間をいただきまして答弁させていただきました。

中山一生市長

一日も早くという答弁を先ほどさせていただきましたが、今、行政監察監からの答弁もありましたけれども、やはり一日も早くという意味においては、市役所に新たに加わり、そしてまたその力を発揮していただくためにも、なるべく早く市役所の職員との連携が取れるような形を取っていただきたいという思いもあったところでもございますし、その点については、監察監も大変努力をされてきたところかと思います。

また、思いとしては、これまでも様々な形で申し上げてきたところでもございますが、市役所においては、契約行為などももちろんでございますけれども、市の業務が毎日粛々と続けられておりますし、続けていかなければならないわけでもございます。

もちろん、後藤議員の質問にもございましたけれども、全職員は適正に職務を遂行しているわけでございます。それはもちろんでありますけれども、その再発防止対策という意味では、現状では事件以前と変わらないまま仕事をしているということになり、危険にさらされることがあってはならないという思いが強くなりました。

その真面目に働いている職員を守っていくためにも、できるだけ早く一つずつ対策を講じていきたい、小さなものでも、やはりできることは対策を打っていきたいという思いがございました。その思いの中で、一日も早くその体制を構築するために、行政監察監に来ていただくことでその体制を整えていくことが、目的の一つでもあったわけでもございます。

そんな中で今、市の職員については、官製談合再発防止対策検討委員会からコンプライアンスの研修などをしていただいているところでもございます。そういう意味で意識を高める中で仕事をしておりますけれども、やはりその真面目に働く職員を守っていく体制構築のために、これからも全力を尽くしていかなければならないと考えております。

そして、もう一つ、かえって混乱を増幅させてしまっているのではないかとというご質問に対しては、本当に、第三者委員会に誤解を与えるようなことがあって大変申し訳なく思っていることは、何回も答弁をした中でも申し上げさせていただきました。そんな中で、これまでも第三者委員会の独立性を損なってはならないということで、距離を、間合いを置いて、特に接触することもなく、これまできたところでもございます。意見交換等も当然しておりますので、そういう意味ではこの独立性を保障してきたことになるかと思います。

そして、これからも独立性を損なうような意図は一切ないわけでもございますが、しかしこの行政監察監に、先ほど申し上げました小さなことでも一つ一つ積み重ねていく体制を整えるに当たって、龍ヶ崎市官製談合再発防止対策検討委員会に説明を申し上げる際に、私も指示をした中で行ったところでもございますけれども、私の指示の中に、私の思料が足りていない部分がかったことを深く反省をしているところでもございます。その思料が足りなかったことは、龍ヶ崎市官製談合再発防止対策検討委員会の皆様に

も伝えなければならないと考えておりますけれども、やはり第三者委員会ですので、直接接触することはやはり避けるべきではないかという思いもございます。そんな中でどのようにお伝えをしていくか、これからも委員会の皆さんのご意見もいただきながら、伝えていきたいなというふうに考えているところでもございます。

その中で、やはりこの対策を一つ一つ行っていくにも、先日の中間経過報告の中でもございましたけれども、やはり一つ一つできるものも提案もございました。そのようなものを実行するについても、実行するかどうか、もしくはその提案が下りてきたことによって、その実行をすることができるかどうかを検討できるわけでもありますので、るこれまでも質問があったコンプライアンス推進委員会では、そのようなことを検討していくことができる体制を整えたということ、そしてまた、これはまた難しい課題ではありますが、実行するに当たって、龍ケ崎市官製談合再発防止対策検討委員会が意図したものとそごがないかを確認しながら実行していく、ご意見をいただく、ご指導いただくというプロセスも、私は必要であると考えております。

今後は、この第三者委員会とのきちっと整合性を図りながら、コンプライアンス推進委員会が実行組織、執行機関として、一つ一つなるべく早急に対策を構築していくための努力をしていかなければならないと考えておりますし、そのようなことで混乱を起こしたことについては、收拾をしていかなければならないと考えております。

大野誠一郎

市長の答弁について、私は納得いかない、そしてまた理解しかねます。

第 179 条につきましては、既に大貫部長から読み上げられていますとおり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたとき、そういったことについて専決処分が認められるということであるから、私、質問した中では、そういう緊急な場合、そしてまた明らかに議会の招集の時間的余裕がないということが、明らかであるということがないゆえ、その要件を満たさないゆえ、地方自治法の違反と私は思います。

コンプライアンス、法令遵守を守っていかなければならない、推進をしていかなければならない、そういった内容についての進め方を市長が推進していく立場なゆえに、こういった地方自治法の違反であるという、コンプライアンスを守っていないということは甚だ残念であり、そしてまた、その市長が任命する、いや、採用した行政監察監が、コンプライアンス推進委員会でそれを、リーダーシップを発揮するということについては、甚だ納得いかないものであります。

続いて、龍ケ崎市官製談合再発防止対策検討委員会、いわゆる第三者委員会の申入れ書についてお伺いいたします。

7 月 30 日、現実には 8 月 2 日に、市長あるいは監察監に目に入ったと思うんですけれども、この申入れ書について、全面的に受け入れるかどうかをお伺いしたいと思います。

中山一生市長

申入れについてでございますけれども、これについては、当初の申入れ時から龍ケ崎市改革推進本部会議がコンプライアンス推進委員会としてということで改まっているところでもありますので、申入れに対する対応といたしましても、コンプライアンス推進委員会の中で先日の経過報告の中でもございましたので、対応できるか、できるだけ真摯に対応してまいりたいと思います。また、組織上のものなどは限られた課の中で職務を遂行しておることなど、これからまだ検討しなければならない部分も残っておりますけれども、第

三者委員会の申入れについては最大限に尊重しながらできる限り対応していきたいというふうを考えておりますし、その対応の方法などについても、第三者委員会に説明をしながらご理解をいただく必要があるだろうと考えているところです。

大野誠一郎

市長は、前回の答弁では誤解があった、あるいは監察監はそごがあった、あるいは不十分な説明であったと、そういったことが、こういったあつれきが生じたんだというふうなお話でありますけれども、そしてまた謝罪とかそういう説明をしたいと、そういった話をしておるわけなんですけれども、要は申入れをするに向けてそういうことが一番の良策ではないかと私は思います。言うなれば、接触する必要もないし、あるいはそういった委員会に出向くこともない、これについての「分かりました」ということが一番よろしいんじゃないかと思います。

もう一つ気になる申入れ書の中で、事務局は法制総務課及びワーキングチームとは別の者を選任することということに書いてあります。言うなれば、委員会は独立性を保つために、こういった法制総務課及びワーキングチームは別にしてほしい、それを選任してほしいという内容なわけなんです、それについては市長はどんなふう考えておりますか。

中山一生市長

先ほど答弁の中でも申し上げた調整が必要な部分というのが、今ご質問のあった部分でございます。これについては、そもそもコンプライアンス推進委員会は、第三者委員会からのご提言、ご意見などを基に実行して行くための執行機関というふうな位置付けをしておりますので、決して同じ課の、別の者を選任することと書いてありますけれども、これについては、組織的に両方で担当所管になっていることについて私の考え方では問題がないという認識をしていたところでございますが、このような申入れがあったわけでもございますので、この点については検討していかなければならないところでもあると思います。

また、改めてその執行機関である、決して第三者委員会の領域を侵すような組織ではないということを理解していただいた上で、どのような形にするのが最も最適なのかということについても今後の検討課題になってくるかと思えます。

大野誠一郎

ぜひともこう言った申入れ書に沿うような形でやる独立機関であることを保証するためにも、やはり両方を掛け持ちであるというようなことを避けるようにしていただきたいと私は思います。

それと、二つ目の空き家等対策に係る相続財産管理人制度の適用についてということでお伺いしたいと思います。

空き家件数、あるいはどのような空き家対策をしてきたのかを本市の相続財産管理人制度の適用事例を含めてお伺いしたいと思います。

坪井龍夫市民生活部長

まず、空き家等の件数でございます。空き家等を把握するために、平成 27 年度から 28 年度にかけて空き家等の実態調査を実施したところでございます。その結果、居住実態等が認められなかった空

き家等が 1,051 件ございまして、そのうち管理不全と思われるものが 40 件ございました。この 40 件とその後、近隣住民等から相談が寄せられた物件を対象として、所有者等に助言や改善指導を行うなどの対策を行ってきているところでございます。改善が進んだものもございしますが、本年 8 月末現在、対策等が必要と判断している空き家の数につきましては 111 件となります。

続きまして、どのような対策をしてきたのかということですが、指導や助言のほかに、それに加えて、市では、空き家の問題に関しては多岐にわたるため、税務課や納税課を含む町内関係部署 13 課で構成する空き家等対策検討委員会、これを組織し、情報共有や連携を図りながら組織的に取り組んでいるところでございます。

なお、所有者等を調査していく中で、所有者の死亡や相続人全員の相続放棄により改善に向けた指導等を行う相手がいない場合がございます。こうした空き家への対策としまして、平成 30 年度に相続人不存在の空き家 1 件につきまして、水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部に相続財産管理人選任の申立てを行ったところでございます。当該ケースでは、選任されました相続財産管理人により、草木の除草から建物の解体に至るまで空き家の適正管理にご尽力をいただいた結果、更地となり改善に至っております。

なお、一般的に相続財産管理人を申し立てる場合には予納金というものが必要になるんですけれども、このケースにつきましては、お亡くなりになりました方の預貯金、これが十分あったために、予納金を要することはありませんでした。

滝沢健一 議長

以上で、大野誠一郎議員の質問を終わります。

----- 以上 -----